

令和6年度

農地等利用最適化推進施策等に
関する意見書に対する回答書

佐世保市農業委員会
会長 赤木 行秀 様

令和6年10月25日

佐世保市長

宮島 大典



【 意 見 】

1 農業所得支援対策等営農環境の整備について

「食料・農業・農村基本法」が改正され、「食料の合理的な価格形成」が理念に掲げられました。今後、具体的な制度が構築されていくことが予想されますが、次のような施策の実現について提案致します。本市の農業の発展のためにも制度改善につきましては、国や関係機関に対して強く働きかけていただきますようお願いいたします。

① 農産物の適正価格形成のための政策推進

農業は年々厳しくなっており、遊休農地が一段と目につくようになってきています。担い手は高齢化により減る一方で、農業後継者も少なく、農業では生活が成り立たず、個々の農家の頑張りだけでは、地域で農地を守って行くのも難しくなっております。

農家で作った農産物は買い手が値段を決める買い手市場となっており、物価は右肩上がりに上昇しているにも拘わらず、30年前と同じ値段の作物も少なくなく、米価に至っては50-60年前から上がっておりません。国産の農産物が適正価格で取引されているか甚だ疑問です。

農業後継者を育てるには、少なくとも給与所得者と同等の所得水準が理想と考えます。生産コストが農産物価格に転嫁され、適正な価格形成がなされることにより、農家の大多数を占める小規模農家が存続できるようになります。そうすることで、荒らさずに後の世代まで農地を残していくことも可能となってきます。

食料・農業・農村基本法の改正を受けて、国による制度改正がなされることと思われませんが、市におかれましても、農産物の適正価格が形成されるような政策推進について、積極的に働きかけをして施策を推進していただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

担い手の高齢化は全国的な問題となっており、担い手の確保については本市も大変苦慮しているところでございます。

農業後継者等担い手の確保が厳しい要因として、少子高齢化や生産資材の高騰等の社会情勢及び台風等の気象災害の影響を大きく受けること、市場流通において価格転嫁が困難であることなどが挙げられ、非常に厳しい状況だと認識しております。

価格保証制度につきましては、国の「経営所得安定対策」や「野菜価格安定対策」において、米・麦・大豆や指定野菜等への補填がされております。

このような中、「食料・農業・農村基本法」が改正され、食料の価格形成の施策も検討されておりますので、今後も国の動向を注視し、折をみて国等へ施策推進について働きかけを行ってまいります。

【 意 見 】

② 農業者戸別補償制度の復活

水稻農家は現在の肥料、農薬、資材等の大幅な価格高騰による苦しい経営を強いられています。また、米価が安価なために水稻栽培を止める農家も増加しています。

対応策として平成 23 年ごろに行われていた農業者戸別所得補償制度を復活する事で、農業者の減少と農地の減少を防ぎ、日本の食の安定化がはかれます。従来 of 交付単価 15,000 円/10 a 水準で、この制度復活について農業会議を通じて国県に要望したいと考えますので、市としても積極的な働きかけをお願いいたします。

【 回 答 】

米の補償制度は、平成 23 年度に開始され平成 29 年度をもって終了しております。

この制度につきましては、米の生産数量目標に従って生産を行う販売農家が対象であったことから、小規模・兼業農家を含めた広範囲な農業者への補償となっております。

制度終了の大きな要因として、農業者の高齢化や担い手への農地集積が進まなかったこと等により、国が推し進める農業の大規模化、効率化という構造改革に繋がらなかったためと思われます。

市としましては、米の生産数量目標が廃止され、農業経営者の判断で作物を選択し、需要に応じた米生産を行う環境整備や中間管理事業を活用した農地の集積や新規就農者等の担い手に対する支援を推進していくことが、国の施策に沿うものと考えております。

【 意 見 】

③ 二毛作の推進

令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書にありました、二毛作品種の麦について改めて提言をいたします。

年々作付面積が増加してはおりますが、集荷を担っているJA側の対応が十分とは言えず、個人で機械を購入して処理をして出荷している現状では、麦作の生産増加を図ることができません。例えば、JAがカントリーエレベーターで乾燥、調製などの工程を担い集荷を促進するなど、全面的なJA側の協力が必要と考えますので、JA等関係機関と更なる働きかけをしていただき、麦作の生産促進がなされるようお願いします。

【 回 答 】

現在、佐世保市で生産している9割以上の小麦につきましては、集落営農組織である「させば北部小麦生産組合」で集約等を行っている状況でございます。

同組合の事務局のJAと今後も情報共有等を図りながら、更なる生産促進を図ってまいります。

【 意 見 】

④ 水田活用の直接支払交付金の制度改正

転作した水田を5年に1度水張りをするように制度改正がなされましたが、農家から不満が続出しています。折角畑として転作し土づくりをしてきたのにも関わらず、水張りをする事で作物の生育に悪影響を及ぼし、これまでの努力が水泡に帰すこととなります。この様な制度改正は、農業を発展させるための施策とは到底考えられません。水張りの中止について農業会議を通じて国に要望したいと考えますので、市としても積極的な働きかけをお願いいたします。

【 回 答 】

「水田の5年水張りルールについて」、当初の国の方針は、5年に1度交付対象水田への水稻作付けが要件となっておりました。

その後考え方が整理され、交付対象水田への水稻作付けまでは求めないが、5年に1度水張りを行うことへ要件が変更されたことは、ご承知のことと存じます。

これまで市としても、5年水張りルールによるデメリットについて県を通じ国へ意見等を行ってきたところではございますが、水張りを一定期間行うことで、連作障害が軽減され、作物の生育に必ずしも悪影響を及ぼさないとの見解が国から示されたことから、水張りの要件撤廃は難しいものと考えられます。

元々国の政策により転作を余儀なくされた農業者がいらっしゃることは重々承知しておりますが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【 意 見 】

⑤ 農業用機械の更新

近代農業は農業用機械の導入により、機械化によって労働集約が計られ発展してきました。更なる発展のため、スマート農業へ積極的な施策を実施していただき感謝申し上げます。

しかし、物価高騰の影響を受け、農業機械も短期間に価格が上昇しております。さらに生産資材や人件費等が高騰する中、農産物への価格転嫁は十分になされておらず、大型機械の購入、更新は難しい状況にあります。機械化の礎の上に現在の農業が成立していることに鑑み、農業用機械の購入、更新について、スマート農業の支援と同様にご支援をお願いします。

【 回 答 】

物価高騰により、農業資材の価格も上昇しており、大型機械につきましても、原材料費や電気代などの上昇分を、メーカーは価格に上乗せされているものと認識しております。

今回、要望されている一般の農業用大型機械の購入や更新につきましては、全体の数も多数にのぼるため、行政の限りある予算で全ての支援を行うことは残念ながら困難です。国や県も同様の状態であるため、スマート化や化学農薬の低減につながる機材に対して重点的に支援されており、市も同様の状況です。

国の趨勢は、労力軽減や環境に配慮した農業施策へシフトしていくと考えられますので、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

【 意 見 】

2 小規模農家への支援等について

私達農家は、行政の指導により、長い年月農地を守り、耕作してきました。これまで、減反政策などの農政が実施されてきましたが、目指す目標が達成されたのか、何が良くて何が悪かったのか、その検証が十分に行われているとは言えません。目標に対する検証なくして、次の目標は立てられないと考えます。

国は規模を拡大すれば儲かるというスケールメリットの観点から規模拡大を推進してこられましたが、日本の大部分を占める中山間地の農家への支援も、防災や水源涵養といった多面的機能を発揮する上で大事であると思われます。遊休農地を増やさないためにも認定農業者になれないような小規模経営の農家に対する支援が必要です。

その様な中、市におかれましては、中山間地の農家に対して中山間制度によりご支援をいただいております大変感謝申し上げます。

しかしながら、農振農用地区域に入れない営農組合において、中山間制度が使えない為、営農組合の維持に悩んでいます。ぜひ、中山間制度が使えない営農組合についても、作付けされている面積等をもとに支援する仕組みについて検討をお願いします。

【 回 答 】

小規模経営の農業者への支援については、水田活用の直接支払交付金制度の産地交付金で対応できる場合もあると考えておりますので、JA等関係機関との連携を取りながら、産地交付金メニューの検討を行ってまいります。

また、農振農用地区域外の営農組合につきましても、農振農用地への編入手続き後、中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支払交付金の活用が可能となる場合もありますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【 意 見 】

3 認定農業者農地集積助成金の代替制度の導入について

これまで、認定農業者が、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で農地を貸借した場合には、認定農業者農地集積助成金が交付されてきました。この助成金はこれまで、認定農業者が農地を借りるインセンティブとなり、担い手である認定農業者に農地を集積する役割を果たしてきましたが、改正により同法による利用権設定等は令和7年3月を以て終了することになっています。

また、合わせて同法の改正では、これまでの担い手から幅を広げ、副業的に農業を営むもの等を含む担う者の確保及び育成を図ることとされていますが、集落において、農業を中心的に営み、農地を維持管理していく上では認定農業者が果たすべき役割は依然として大きいものと確信しております。この様な状況を鑑み、今後の地域計画の推進においても認定農業者が中核となるものですので、認定農業者の育成の観点からも集積に対する支援は重要です。

昨年度、中間管理事業法に基づく貸し借り等においても、認定農業者に対して助成金が交付されるように意見を提出させていただき、検討をしていくとの前向きな回答をいただきました。

中間管理事業法においても機構集積協力金の制度がありますが、これは地域や貸し手に一度支払われるのみです。機構集積協力金が支給されない条件や借り手に対して助成するなど機構集積協力金と重複しない制度とする事も可能ではないかと考えられますので、是非とも制度の導入をお願いいたします。

【 回 答 】

農業経営基盤強化促進法の改正により農地貸借は農地中間管理機構を通じた貸借のみとなり、中間管理機構での取扱い件数が増加する見込みです。

借り手となる認定農業者に対する助成金制度については、中間管理機構を通じた借り手には助成金がなかったため、対象者の範囲が拡大し、今までどおりの支給額を継続させることは難しい状況です。

今後、助成金の可能性については、農業委員会と調整しながら、検討してまいりたいと考えております。

【 意 見 】

4 有害鳥獣対策について

① 更新年数の見直し

現在のワイヤーメッシュの耐用年数は14年となっていますが、海岸付近の圃場では腐食が激しいため、14年経たずに更新が必要な状況になっております。この様な悪条件の場所については、更新年数の見直しが必要と考えますので、ご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

農業経営者の皆様には、「佐世保市有害鳥獣被害防止対策協議会」が、国庫補助金を活用しワイヤーメッシュ柵を貸与しています。

本市といたしましても、塩害による腐食は認識をしており、令和5年度「政府施策に関する重点要望事項」として、国に対してワイヤーメッシュ柵の財産処分を制限する期間の短縮をお願いした経緯がございます。

現在のところ、国は、その制限する期間を短縮する動きがないことから、国庫補助金を活用してワイヤーメッシュ柵を導入している以上、国の要件を踏まえる必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、腐敗をしている柵におきましては、適宜受益者の方が、補修を行っていただきますようお願い申し上げます。

【 意 見 】

② 小型鳥獣対策

有害鳥獣の被害防止対策として、現在はワイヤーメッシュ、電気柵で対応をしていますが、イノシシへの対策はできても小動物、例えば、アライグマ、アナグマ等の小動物の被害防止には対応出来ておりません。

対応策として、今配給されているワイヤーメッシュの枠が大きいので、枠を狭くしたワイヤーメッシュにすれば小動物の侵入を防止できると考えられますので、早急に改善し、対応をお願いします。

【 回 答 】

現在配付していますワイヤーメッシュ柵の仕様は、イノシシの被害防止に対応するものとなっております。

枠を狭くしたワイヤーメッシュ柵ですが、小型有害鳥獣、特にアライグマに対しては、柵を登るため効果がないと考えられます。

通常、小型有害鳥獣対策として有効なのは、三段張の電気柵ですので既存のワイヤーメッシュ柵と併用して対応していただきますようお願い申し上げます。

【 意 見 】

5 国土調査（地籍調査）の早期実施とD X化について

① 農村地域における推進

毎年提言している件でございますが、市街地において国土調査（地籍調査）の成果が挙がっていると聞き及んでおり、市当局のご努力に対しまして大変感謝申し上げます。

しかしながら、農村地域の調査は未だ進捗しておらず、世代交代が進んで相続したものの所在が判らない所有者も多くなり、どこにあるのか教えて欲しいとの相談を受けることも増えてきました。地籍調査が終わっていれば、土地の管理や活用に有効な手段になります。

つきましては、農村地域における地籍調査を積極的に推進していただき、早期実施をしていただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

国土調査（地籍調査）は、「第7次国土調査事業十箇年計画」が実施されており、現在は、災害リスクの高まりなど、調査を取り巻く近年の動向を背景とし、後期計画における地籍調査の更なる円滑化・迅速化を図るための取組の方向性について検討されています。

本市におきましても、国の方針に基づき、地籍調査による政策的効果を考慮し、防災対策、社会資本整備、まちづくり等との連携を図ることを優先とし、市街地を中心に実施しているところです。

一方で、農村地域につきましては、今年度より、宮地区の一部の事前調査に着手する予定であり、後期計画の目標実現のため、計画的に取り組み、事業推進を図ることとしております。

【 意 見 】

② D X化に伴うデジタル地図での利用データの提供

D X化の進展に伴って、農業委員会においてもタブレット端末を利用して調査等を実施するようになりました。しかし、地籍調査が未了の地域は、タブレット端末で農地の正しい位置が表示されず業務に支障が出ています。

現在全国の市町村において農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定が進められております。本市においても、地域計画の策定作業が進んでおりますが、農業委員会で行っている目標地図の素案作成において、農地の正確な位置情報が得られないため、十分な地図の作成が困難な状況です。これが次年度以降に目標地図の更新をする際の支障となる懸念があります。

また、農林水産省では現在、eMAFF地図（農林水産省地理情報共通管理システム）の開発を進めておられます。これは、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合したデジタル地図であり、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化などを図るだけでなく、将来的には農地に係る行政手続のオンライン化、官民間のワンスオンリーの実現を目指して開発されているものです。このeMAFF地図のベース地図と農地情報とを紐づける農地情報の紐づけ実施事業が進行していますが、令和6年6月24日現在、紐づけ率の全国平均が82%であるのに対して、本市の紐づけ率は24.2%と極めて低率となっています。

紐づけ率の向上には、地籍調査により得られる法務局備付地図の利用が有効ですが、農村地域に係る調査が完了していないのが現状である一方、デジタル地図で利用するデータは、土地の区画を有していても法務局備付地図のように筆界まで特定されている必要は無く、コンピュータなどの仮想空間上で疑似的に表示されれば足りるものです。そこで、筆界特定前のデータを提供していただくことができれば、地籍調査の成果を待たずD X化を促進できるのではないかと考えています。

つきましては、急速なD X化の進展によりこのままでは時代から取り残される懸念もありますので、この様なデータの提供について、前向きなご検討をお願いいたします。

【 回 答 】

筆界特定前のデータとしましては、本市においては資産税課が保有する地図データがございますが、固定資産税の課税に資する目的で整備をしているもので、あくまで課税資料の一つであり、参考資料図としての取扱いとしております。

この地図データの整備につきましては、法務局に国土調査完了の公図や地積測量図等が無いものは、字図、建物図面等の資料を基に整備しているため、正確なものではなく、「想定による大まかな位置関係を示したもの」となっております。

農業委員会におかれましては、これまでも様々な資料やデータを参考に農地情報のデジタル化及び農地位置情報の整備等に向け鋭意努力されていることとは存じますが、資産税課におけるデータ提供に関しましては、平成26年度及び令和元年度以降は毎年度、農業委員会事務局からの申請により利用目的に応じた地図データの提供を行っている次第でございます。

今後におきましても、農業委員会事務局からデータ提供の申請、相談等がございましたら、利用目的に応じて提供可能な範囲で積極的に対応してまいります。